

○ 庁舎等の取得等予定の調整について

〔昭和 49 年 6 月 13 日〕
蔵 理 第 2 3 9 4 号

改正 昭和52年 5月30日蔵理第2115号
同 54年 6月 1日 同 第2039号
同 55年 6月 9日 同 第2324号
同 57年 8月10日 同 第2999号
同 58年 8月 4日 同 第2703号
同 59年 6月21日 同 第2251号
同 60年 4月24日 同 第1505号
同 60年 6月21日 同 第2241号
平成元年 4月 1日 同 第1668号
同 2年 2月19日 同 第 548号
同 3年 6月 7日 同 第2154号
同 6年 1月10日 同 第 13 号
同 7年 4月28日 同 第1748号
同 12年12月26日 同 第4612号
大蔵省理財局長から各財務局長宛

平成13年 3月29日財理第1178号
同 14年 5月17日 同 第1973号
同 15年 5月 6日 同 第1743号
同 18年 5月22日 同 第1981号
同 18年12月25日 同 第5117号
同 19年 7月 5日 同 第2766号
同 22年 3月31日 同 第1414号
同 25年 4月 1日 同 第1627号
同 27年 3月 2日 同 第 938号
同 27年 9月10日 同 第3840号
同 28年 3月 3日 同 第 723号
同 28年 9月13日 同 第2736号
同 29年 6月26日 同 第2169号
令和元年 9月20日 同 第 3217 号
同 2年12月 18日 同 第 4098 号
同 4年 5月 18日 同 第 1779 号
同 5年 6月 30日 同 第 1923 号
財務省理財局長から各財務局長等宛

標記のことについて、別添「庁舎等の取得等予定の調整について」（以下「別添通達」という。）のとおり各省各庁国有財産総括部局長あて通知したから、了知されたい。

なお、各省各庁における庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32

年法律第 115 号。以下「庁舎法」という。) 第 2 条第 2 項に規定する「庁舎等」をいう。) の新築、購入、借受け等(以下「取得等」という。)の予定の調整については、下記によることとしたから、遺憾のないよう処理されたい。

追って、次の通達は廃止する。

昭和 45 年 5 月 20 日付蔵理第 2147 号「国有財産の取得等の計画について」

昭和 45 年 5 月 20 日付蔵理第 2148 号「各省各庁の部局等における庁舎等の需要状況等の調査について」

昭和 45 年 5 月 20 日付蔵理第 2149 号「「各省各庁の部局等における庁舎等の需要状況等の調査等について」通達に規定する理財局長が指定する各省各庁の指定について」

平成 14 年 7 月 31 日付財理第 2903 号「省庁別宿舍設置計画掲上要求予定調書に添付する書類に係る様式及び記載要領について」

平成 16 年 6 月 16 日付財理第 2319 号「庁舎等及び省庁別宿舍の有効かつ適切な取得等を図るための措置の実施について」

記

1 庁舎等の現況把握等

(1) 現況及び整備計画等の把握

財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長(以下「財務局長等」という。)は、行政財産の有効な利用を促進するため、以下の資料により、国の庁舎等に関する現況及び整備計画等の把握に努めるものとする。

- ① 国土交通省が実施する「官庁建物実態調査」の調査結果
- ② 庁舎法第 3 条に規定する庁舎等使用現況及び見込報告書
- ③ 平成 23 年 5 月 31 日付財理第 2544 号「各省各庁所管普通財産の現状把握の実施について」通達に基づき報告を受ける各省各庁所管普通財産の状況
- ④ 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(以下「地方整備局等」という。)が策定する「官庁施設整備構想」(平成 25 年 12 月 13 日付国営計第 88 号「地域における官庁施設整備構想の策定について」)の状況

(2) 合同庁舎の整備に当たっての留意事項

- ① 合同庁舎の整備が予定されている場合は、地方整備局等と緊密な連携を図りつつ、入居予定官署について各官署と必要な調整を行うほか、必要に応じ用地の選定等に関し、地方整備局等に協力するものとする。
- ② 合同庁舎の整備に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づき事業を実施しようとする場合には、検討時期が予算要求時では入居予定官署が確定し調整の余地がなくなることから地方整備局等の検討の着手に併せ、関係各官署と調整を行う必要があることに留意するものとする。

2 庁舎等の取得等予定調書の審査手順

(1) 庁舎等の取得等予定調書の送付

理財局長は、各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長(以下「総括部局長」という。)から、別添通達記の第 1 の 1 に基づく庁舎等の取得等予定に関する調書(以下「取得等予定調書」という。)の提出があった場合は、その写しを速やかに財務局長等あて送付するものとする。

(2) 取得等予定調書の審査

財務局長等は、取得等予定調書の提出があった事案（以下「取得等予定事案」という。）の適否について、以下の点に留意し審査するものとする。

- ① 原則として現地確認を行うとともに、現地確認結果等を踏まえ、現地機関ならではの視点で取得等の必要性、緊急性に主眼を置くものとする。
- ② 現在地における建替えを行う場合又は敷地を購入若しくは借受けし建設する場合において、敷地の形状や敷地が所在する地域の実情等を踏まえ、土地の有効利用が図られているか確認するものとする。
- ③ 民間施設が庁舎等としての必要性能を有しているか等の基本的事項を確認した上で、民間施設を借受けする場合と建替え等により国が保有する場合のコスト比較を実施し、経済合理性の検証内容を確認するものとする。
- ④ 取得等を予定する庁舎等を使用する官署に係る庁舎法第 4 条の使用調整計画に基づく調整又は国有財産法第 10 条に基づく調整が行われていないか又は今後行われる見込みがないかを確認し、それらの調整との整合性を確保するものとする。
- ⑤ 過去の監査指摘において、建替時等に是正を図ることとされているものについては、その整合性を確保するものとする。
- ⑥ 国有財産の有効活用の観点から、一定地域内における庁舎全体の適正配置や必ずしも建替えを前提としない既存庁舎の活用等を検討するものとする。

また、その際「官庁施設整備構想」との整合性についても確認するものとする。

- ⑦ 「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る」とされたこと及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)において「国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共施設等の集約化・活用を進めることが重要である」とされたことを踏まえ、地域における国公有財産の最適利用について調整・検討を行っているものは、その内容との整合性を確認するものとする。

(3) 審査調書及び意見書の提出

財務局長等は、別紙様式 1 を作成し、関係資料を添付して、9 月 15 日までに理財局長あて提出するものとする。

なお、別紙様式 1 の作成に当たっては、指摘又は問題提起を行った事項について具体的に記載することに留意すること。

(4) 審査結果の通知

理財局長は、取得等予定事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁及び財政当局と所要の調整を行い、財務局長等あて審査結果を通知する。

なお、審査は次の区分により行う。

- A：取得等を行う必要が認められるもの
- B：取得等を行う必要は認められるが、確定すべき要件を満たしていないもの
- C：取得等を行う必要が認められないもの
- D：取得等の必要性について、引き続き検討（合築や使用調整の実現可能性等）を行うべきもの

3 取得等予定事案のうち確定すべき要件を満たしたことによる取得等予定調書の提出に伴う審査

理財局長は、各省各庁の総括部局長から、別添通達記の第1の4に基づく取得等予定調書の提出があった場合には、上記2(1)から(3)に準じて財務局長等及び関係省庁と所要の調整を行う。

この場合、審査調書及び意見書の提出期日については、別途、取得等予定調書の送付に併せて理財局長が指示するものとする。

4 庁舎等の取得等調整計画の策定

理財局長は、上記2の(4)で審査結果を通知した取得等予定事案（確定すべき要件を満たしたことにより上記3で取得等予定調書の提出があった事案を含む。）について、予算措置状況等を踏まえ、庁舎等の取得等調整計画（以下「取得等調整計画」という。）を策定し、財務局長等あて通知する。

5 庁舎等の取得等調整計画の変更の手続

理財局長は、各省各庁の総括部局長から、庁舎等について別添通達記の第1の6に基づく取得等予定調書の提出があった場合は、上記2の(1)から(3)及び4に準じて財務局長等及び関係省庁と所要の調整を行い、取得等調整計画を変更し、財務局長等あて通知する。

この場合、庁舎等の取得等予定に対する審査調書及び意見書の提出期日については、別途、取得等予定調書の送付に併せて理財局長が指示するものとする。

6 庁舎等の取得等調整計画の追加の手続

- (1) 理財局長等は、各省各庁の総括部局長から、別添通達記の第1の7に基づく取得等予定調書の提出があった場合は、上記2に準じて財務局長等及び関係省庁と所要の調整を行い、財務局長等あて審査結果を通知する。

この場合、審査調書及び意見書の提出期日については、別途、取得等予定調書の送付に併せて理財局長が指示するものとする。

- (2) 理財局長は、上記(1)で審査結果を通知した取得等予定事案について、予算措置状況等を踏まえ、取得等調整計画を追加し、財務局長等あて通知する。

7 中期的な施設の整備予定

- (1) 中期的な施設の整備予定の的確な把握

財務局長等は、国有財産の有効活用を図るため、中期的な施設の整備予定を的確に把握し、施設整備の計画的かつ適正な実行を更に推進することとする。

- (2) 中期整備予定事案の審査手順

- ① 財務局長等は、別添通達に基づく翌々年度以降3箇年に整備予定の事案（以下「中期整備予定事案」という。）の提出があった場合は、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて中期整備予定調書及び添付資料を送付するとともに、必要に応じて、地方整備局長等の技術的な助言及び協力を得た上で審査を行う。

- ② 財務局長等は、中期整備予定事案について、提出があった各省各庁の国有財産部局長等の長（以下「関係部局長」という。）と調整を行い、その審査結果を別紙様式2に取りまとめ、毎年3月31日までに、関係部局長あて意見を表明するものとする。

- (3) 翌々年度整備予定事案の審査手順

- ① 財務局長等は、別添通達に基づく翌々年度整備予定事案（以下「翌々年度整備予定事案」という。）の提出があった場合は、地方整備局長等あて翌々年度整備予定事案に関する取得等予定調書及び添付資料を送付するとともに、必要に応じて、技術的な助言及び協力を得た上で審査を行う。

- ② 財務局長等は、翌々年度整備予定事案について、関係部局長と調整を行い、その審査結果を別紙様式1に取りまとめ、関係部局長から別添通達に基づいて提出された資料と併せて、毎年2月28日までに理財局長あて提出するものとする。

③ 理財局長は、財務局長等から提出のあった翌々年度整備予定事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁と所要の調整を行い毎年 4 月 30 日までに、財務局長等あてに審査意見の通知を行う。

(4) 審査の方法

財務局長等は、上記 7 の (2) 及び (3) の審査に当たっては、上記 2 の (2) の①～⑦に留意して審査するものとする。

なお、現地確認については、原則として翌々年度整備予定事案について行うこととするが、中期整備予定事案についても可能な限り現地を確認する。

8 書面等の作成・提出等の方法

(1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による提出等

① 本通達に基づく提出等の手続については、電子メール等の方法により行うことができる。

② 上記①の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

整理番号			省庁名				部局名			口座名		
現 地 確 認 結 果 を 踏 ま え た 検 討 内 容	審査項目		判定	判定理由								
	取得等理由											
	官庁施設整備構想との整合性											
	代替施設活用可能性											
	位置・環境（法的制限等）											
	庁舎の規模											
	敷地の規模			敷地面積		m	法定容積率が制限されることとなる 法令による規制等の有無及び内容	建物の建設が不可能な 部分の有無及び内容				
				建物延面積		m						
				建物の容積率		%						
				法定容積率		%	合理的な理由により確保する 必要がある部分の有無及び内容	その他当該敷地を有効利用する場合 に制約となる事項の有無及び内容				
利用率					%							
都市計画に定められた地域区域												
土地の利用状況の評価 その他の判定理由												
取得等の方法及び見通し												
特記事項												
現 有 建 物 の 状 況	老朽度 (築年数)	年	コ ス ト 比 較	保有	億円	総 合 意 見	判 定					
	狭あい度 (面積率)	%		賃借	億円							
	耐震安全性 (分類、評価)			差額	億円							

(別紙様式 1 : 庁舎等の取得等予定に対する審査調書及び意見書) 作成要領

本表は、本文記の 2 の (1) により理財局長から送付された「庁舎等の取得等予定に関する調書」(本文記の 5 の (3) の「翌々年度整備予定事案」を含む。)に基づき、次により 1 件ごとに別葉として作成する。

- 1 「整理番号」、「省庁名」、「部局名」及び「口座名」欄は、理財局長から送付された「庁舎等の取得等予定に関する調書」の該当欄を転記する。
- 2 「現地確認結果を踏まえた検討内容」欄は、各審査項目について、現地確認結果等を踏まえ、本文記の 2 の (2) に基づき審査を行い、次により記載する。
 - (1) 「判定」欄は、審査した結果、適当と認められる場合は「○」を、不適当な場合は「×」を記載する。
 - (2) 「判定理由」欄は、「○」又は「×」と判定するに至った理由を具体的に記載する。
 - (3) 「特記事項」欄は、現地確認結果等を踏まえ、取得等の必要性・緊急性に関して特記すべき事項(老朽・狭隘の状況等)、取得等の実施に当たり懸念される事項(近隣等の周辺環境を踏まえた立地や規模の妥当性等)等について記載する。
- 3 「敷地の規模」に関する「判定理由」欄の各項目は次により記載する。
 - (1) 「建物の容積率」欄には、当該庁舎の延床面積の敷地面積に対する割合を記載する。
 - (2) 「法定容積率」欄には、当該庁舎の敷地に関して、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づき地方公共団体が定めた都市計画(以下「都市計画」という。)において定められた容積率を記載する。また、「利用率」欄には、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。
 - (3) 「都市計画に定められた地域区域」欄には、当該庁舎敷地に関して都市計画に定められた都市計画法第 8 条第 1 項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
 - (4) 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の有無及び内容」欄には、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 52 条第 2 項に規定する前面道路の幅員による制限、同法第 55 条に規定する高さ制限等の庁舎を建設する場合に法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。
 - (5) 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
 - (6) 「合理的な理由により確保する必要がある部分の有無及び内容」欄には、積雪地における雪捨て場等合理的な理由により、庁舎敷地の一部として一定の目的のために建物を建築しない部分として確保する必要がある部分の有無及び有の場合には、その内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。
 - (7) 「その他当該敷地を有効利用する場合に制約となる事項の有無及び内容」欄には、敷地周辺建物との調和を図る必要性等の当該敷地を有効利用する場合の制約となる事項の有無及び有の場合には、その内容を具体的に記載する。
 - (8) 「土地の利用状況の評価その他の判定理由」欄には、法定容積率に対する利用率等を指標として、土地が有効利用されているかの評価及びそれを踏まえた敷地の規模の適否のほか、敷地面積の削減等更なる有効利用の方策が考えられる場合には、その内容を記載する。
- 4 「現有建物の状況」欄は、国土交通省の調査結果(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)第 9 条に基づく営繕計画書に関する意見書等)に基づきそれぞれ記載する。

- 5 「コスト比較」欄は、別添通達に基づき総括部局長より提出された別紙様式1のコスト比較欄に記載されている建替え等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストについて、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額等を、その内容を確認の上、記載する。
- 6 「総合意見」欄は、「判定」欄に上記2の審査に基づいた総合的な判定結果を記載するとともに、その判定に至った理由等を具体的に記載する。
- なお、「判定」欄には次の区分により判定するものとする。
- A：取得等を行う必要が認められるもの
 - B：取得等を行う必要は認められるが、確定すべき要件（敷地(建物)規模の確定、借受け先の確定等）を満たしていないもの
 - C：取得等を行う必要が認められないもの
 - D：取得等の必要性について、引き続き検討（合築や使用調整の実現可能性等）を行うべきもの

中期整備予定調書（年度予定分）

部局名 (会計名)	整備計画								現有施設						財務省 (財務局) 意見	
	所在地 (口座名)	市区町村コード	取得方法及び その見通し	土地		営繕計画			整備理由	所在地 (口座名)	市区町村コード	土地	建物			施設整備 後の処理 計画
				面積	用途地域 建蔽率 容積率	構造 階数	建面積 延面積	工期				所有区分 面積	所有区分 構造 階数	建面積 延面積		

(備考) 本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

(別紙様式 2 : 中期整備予定調書)

作成要領

- 1 別添通達に基づいて各省各庁の部局長から送付された「中期整備予定調書」に係る審査を行う。
- 2 「財務省（財務局）意見」欄は、本文記の 2 の (2) の取得等予定調書の審査における留意点を踏まえた審査結果を総合的に勘案し、必要な意見を簡記する。
なお、別添通達記の第 2 の 2 の (1) に該当する翌々年度整備予定事案については、「本事案に係る審査意見については、理財局長から各省各庁の総括部局長あてに別途通知する。」旨を「財務省（財務局）意見」欄に記載する。

別 添

庁舎等の取得等予定の調整について

〔昭和 49 年 6 月 13 日
蔵理第 2394 号〕

大蔵省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長あて
行政財産については、行政の効率化・減量化の要請と相まって、より一層の有効活用が
求められてきている。

このような状況に鑑み、あらかじめ各省各庁における庁舎等（国の庁舎等の使用調整等
に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号。以下「庁舎法」という。）第 2 条第 2 項
に規定する「庁舎等」をいう。）の新築、購入、借受け等（以下「取得等」という。）の予
定を適確に把握し、行政財産の有効な利用を図る見地からその内容を検討し、所要の調整
を行う必要があるため、このための取扱いを下記のとおり定めたから、通知する。

なお、次に掲げる通達は廃止する。

1. 昭和 45 年 5 月 20 日付蔵理第 2147 号「国有財産の取得等の計画について」
2. 平成 14 年 7 月 31 日付財理第 2903 号「省庁別宿舍設置計画掲上要求予定調書に添付する
書類に係る様式及び記載要領について」
3. 平成 16 年 6 月 16 日付財理第 2319 号「庁舎等及び省庁別宿舍の有効かつ適切な取得等を
図るための措置の実施について」

記

第 1 庁舎等の取得等予定の調整

1 庁舎等の取得等予定調書の提出

(1) 取得等予定調書の提出期限等

各省各庁において、翌年度に庁舎等の取得等を予定しているもの（建物を新築又は
増築する場合、又は内装工事を予定している建物の借受けをする場合においては、翌年
度の実施設計を予定しているもの。）のうち、次のイ及びロの各項に該当するものにつ
いて、各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長（以下「総括部局長」と
いう。）は、別紙様式 1 により庁舎等の取得等予定に関する調書（以下「取得等予定調
書」という。）を作成し、毎年 8 月 20 日までに理財局長あて提出するものとする。

ただし、合同庁舎の取得等を予定しているものについては、国土交通省の総括部局長
が提出するものとする。また、令和元年 9 月 20 日付財理第 3216 号「市街地再開発事業
等に伴い取得する権利床を庁舎として活用する場合等の取扱いについて」通達（以下
「権利床通達」という。）に規定する権利床の取得等を予定しているものについては、
権利床通達別添第 7 の規定により統一的管理者が選定された場合には、当該管理者が
提出するものとする。

このほか、庁舎等の取得等に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等
の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき事
業を実施しようとする場合において、当該事業実施に係る予算要求前に実施方針を公
表しようとするときは、公表前に遅滞なく取得等予定調書を提出するものとする。

なお、以下に掲げる場合は、取得等予定調書の提出は不要とする。

- ① 「国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年 6 月 23 日法律第 246 号）」第
2 条の規定に基づく国有林野において作業場等を取得等する場合
- ② 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和 49 年 6 月 27 日法
律第 101 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき土地を取得する場合
- ③ 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭
和 42 年 8 月 1 日法律第 110 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき土地を取得する場合
- ④ 合同庁舎の管理部局等の長の変更に伴う所管換又は所属替並びに、入居官署又
は入居官署別使用面積の変更に伴う使用承認

- ⑤ 庁舎法第4条の規定に基づく庁舎等使用調整計画の実施による所管換又は所属替等
- ⑥ 庁舎法第5条の規定に基づく特定国有財産整備計画の実施により取得を予定する国有財産の所管換又は所属替等
- ⑦ 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第163条の規定に基づく重要文化財等である土地、建物等の文部科学大臣への所管換又は所属替
- ⑧ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第259条の4の規定に基づく所管換
- ⑨ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第11条及び第23条の規定に基づき土地及び建物を取得する場合

イ 土地

(イ) 所管換

ただし、次に掲げる場合を除く。

- A 面積が1,500㎡以下の場合（権利床通達別添第6の規定により選定された入居官署による所管換を除く）
- B 庁舎敷地内に介在する旧里道、水路等の法定外公共用財産の所管換を受けようとする場合

(ロ) 購入、寄附、帰属、代物弁済、交換、埋立及び換地

ただし、面積が1,500㎡以下の場合を除く（寄附及び交換を除く。）。

(ハ) 種別替、所属替、用途変更及び使用承認

ただし、次に掲げる場合を除く。

- A 面積が2,000㎡以下の場合
- B 庁舎敷地内に介在する旧里道、水路等の法定外公共用財産の所属替又は使用承認を受けようとする場合
- C 庁舎等の建替え等に伴う暫定的な仮庁舎又は短期間の臨時的駐車場として使用承認を受けようとする場合

(二) 民公有地の借受け

ただし、次に掲げる場合を除く。

- A 面積が1,500㎡以下の場合
- B 庁舎等の建替え等に伴う暫定的な仮庁舎又は短期間の臨時的駐車場として民公有地を借り受けようとする場合

ロ 建物（附帯する工作物を含む。）

(イ) 所管換

ただし、延べ面積が600㎡以下の場合を除く（権利床通達別添第6の規定により選定された入居官署による所管換を除く）。

(ロ) 購入、寄附、帰属、代物弁済、交換、新築、増築及び換地

ただし、延べ面積が600㎡以下の場合を除く（寄附及び交換を除く。）。

(ハ) 種別替、所属替、用途変更、移築、改築及び使用承認

ただし、次に掲げる場合を除く。

- A 延べ面積が1,000㎡以下の場合
- B 庁舎等の建替え等に伴う暫定的な仮庁舎として使用承認を受けようとする場合

(二) 民公有建物の借受け

ただし、庁舎等の建替え等に伴う暫定的な仮庁舎として民公有建物を借り受けようとする場合を除く。

(2) 取得等予定調書に添付する資料

取得等予定調書の提出に当たっては、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第9条第3項に規定する営繕計画書に関する意見書（以下「営繕計画書に関する意見書」という。）の写しのほか、具体的な取得理由、基準面積（新営

一般庁舎面積算定基準によらない特殊施設等に関しては、同様の既存施設面積、及びその施設に係る組織、人員がわかる資料）、取得等予定面積の算定根拠、借受けと建替えのコスト比較等に関する資料を添付する。

なお、財務局長等から、その他必要な資料について提出の依頼等があった場合には、適切に対応する。

(3) 特例協議

各省各庁の総括部局長は、上記(1)又は(2)により難い特別な事情がある場合には、あらかじめ理財局と協議し、その指示に従い対応するものとする。

2 取得等予定調書の提出に当たっての留意事項

- (1) 各省各庁の総括部局長は、取得等予定調書（上記1の(2)に定める添付する資料を含む。）の作成及び提出に当たっては、当該取得等に必要経費の予算要求との整合性を確保するものとする。
- (2) 各省各庁の総括部局長は、取得等を予定している庁舎等について、現在地における建替えを予定している場合又は敷地を購入若しくは借受けし建設を予定している場合には、敷地の形状や敷地が所在する地域の実情等を踏まえ、土地の有効利用に努めるものとする。
- (3) 各省各庁の総括部局長は、取得等を予定している庁舎等について、民間施設が庁舎等としての必要性能を有しているか等の基本的事項を確認した上で、民間施設を借受けする場合と建替え等により国が保有する場合のコスト比較を実施し、経済合理性を検証するものとする。
- (4) 各省各庁の総括部局長は、取得等を予定している庁舎等について、当該庁舎等を使用する官署に係る庁舎法第4条の使用調整計画に基づく調整又は国有財産法第10条に基づく調整が行われていないか確認し、それらとの整合性を確保するものとする。
- (5) 各省各庁の総括部局長は、取得等を予定している庁舎等について、下記第2の翌々年度整備予定事案において理財局の審査意見が付されている場合には、当該審査意見を踏まえた上で取得等予定調書を作成するものとする。
- (6) 各省各庁の総括部局長は、庁舎等の狭あい解消のため取得等を予定している場合には、各省各庁におけるペーパーレス化やオフィス改革の取組を踏まえ、既存スペースでの有効活用策を検討し、取得等の必要性を確認するものとする。

3 審査結果の通知

理財局長は、取得等予定調書の提出があった事案（以下「取得等予定事案」という。）について、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の審査及び意見を基に、関係省庁及び財政当局と所要の調整を行い、関係省庁の総括部局長あて審査結果を通知する。

なお、審査は次の区分により行う。

- A：取得等を行う必要が認められるもの
- B：取得等を行う必要は認められるが、確定すべき要件を満たしていないもの
- C：取得等を行う必要が認められないもの
- D：取得等の必要性について、引き続き検討（合築や使用調整の実現可能性等）を行うべきもの

4 取得等予定事案のうち確定すべき要件を満たしたことによる取得等予定調書の提出

- (1) 各省各庁の総括部局長は、上記第1の3で通知した審査結果において「B」と判定された事案のうち、下記5の取得等調整計画の策定前に確定すべき要件を満たした場合には、速やかに上記第1の1の(1)及び(2)並びに2に準じて取得等予定調書を作成し、理財局長あて提出するものとする。
- (2) 理財局長は、上記(1)により取得等予定調書が提出された事案について、財務局等の審査及び意見を基に、関係省庁及び財政当局と所要の調整を行う。

5 庁舎等の取得等調整計画の策定

理財局長は、上記第1の3で審査結果を通知した取得等予定事案及び上記4において各省各庁の総括部局長から取得等予定調書の提出があった取得等予定事案について、予算措置状況等を踏まえ、庁舎等の取得等調整計画を策定し、関係省庁の総括部局長あて

通知する。

6 庁舎等の取得等調整計画の変更

- (1) 各省各庁の総括部局長は、上記第1の3で通知した審査結果において「B」と判定された事案のうち、上記第1の5の取得等調整計画の策定後に確定すべき要件を満たしたことにより、当該計画の変更を行う必要がある場合又は取得等調整計画策定後に取得等の方法若しくは場所を変更する場合には、速やかに上記第1の1の(1)及び(2)並びに2に準じて取得等予定調書を作成し、理財局長あて提出するものとする。
- (2) 理財局長は、上記(1)により取得等予定調書が提出された事案について、財務局等の審査及び意見を基に、関係省庁と所要の調整を行い、庁舎等の取得等調整計画を変更し、関係省庁の総括部局長あて通知する。

7 庁舎等の取得等調整計画の追加

- (1) 各省各庁の総括部局長は、上記第1の5で通知した取得等調整計画の策定後に生じた事情により、新たに庁舎等の取得等を行う必要が生じ当該計画の追加を行う必要がある場合には、速やかに上記第1の1の(1)及び(2)並びに2に準じて取得等予定調書を作成し、理財局長あて提出するものとする。
特に、補正予算、予備費又は予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第18条の2第1項の規定に基づき支出負担行為の実施計画を定めることが必要な経費により取得等を行う場合において、財政当局へ取得等の内容を説明したときは、速やかに、理財局長へ取得等予定調書を提出するものとする。
- (2) 理財局長は、上記(1)により取得等予定調書が提出された事案について、財務局等の審査及び意見を基に関係省庁及び財政当局と所要の調整を行い、上記3に準じて関係省庁の総括部局長あて審査結果を通知する。
- (3) 理財局長は、上記(2)において審査結果を通知した取得等予定事案について、予算措置状況等を踏まえ、庁舎等の取得等調整計画を追加し、関係省庁の総括部局長あて通知する。

第2 中期的な施設の整備予定の的確な把握

各省各庁の国有財産部局長等の長（以下「部局長」という。）は、国有財産の有効活用を図るため、中期的な施設の整備予定を的確に把握し、新たな庁舎等の取得等を行う場合、以下のとおり取りまとめを行うものとする。

1 中期整備予定事案

各省各庁の部局長は、上記第1の2を踏まえ、翌々年度以降3箇年に整備予定の事案（以下「中期整備予定事案」という。）については、別紙様式2に取りまとめ、毎年11月30日までに、当該地域を管轄する財務局長等あて提出するものとする。なお、取りまとめに当たっては、下記第2の2も含めて記載する。

2 翌々年度整備予定事案

- (1) 各省各庁の部局長は、翌々年度に整備を予定している事案のうち、上記第1の1の(1)イ、ロの各項に該当する事案（上記第1の1の(1)①～⑨に掲げる場合を除く。）の取得等に該当する事案（以下「翌々年度整備予定事案」という。）については、別紙様式1に取りまとめ、総括部局長と調整した上で、毎年11月30日までに、当該地域を管轄する財務局長等あて提出するものとする。
なお、提出に当たっては、上記第1の1と同様に資料を添付する。
- (2) 理財局長は、各省各庁の部局長から財務局長等あてに送付があった翌々年度整備予定事案について、財務局長等の審査及び意見を基に、関係省庁と所要の調整を行い、毎年4月30日までに、各省各庁の総括部局長あてに審査意見を通知する。

第3 書面等の作成・提出等の方法

1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（の有体物をいう。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

2 電子メール等による提出等

- (1) 本通達に基づく提出等の手続については、電子メール等の方法により行うことができる。
- (2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

年 月提出
 財務局等名
 地方整備局等名

庁舎敷地の取得等予定及び営繕計画										現 有 施 設								
省 庁 名		会 計 名		整理番号		所在地		所在地		種 目		数 量		相続税評価額		千円		
部 局 名																		
庁舎等の取得等予定	土 地	予算科目		実対象経費				土 地	所有別及び所有者		借受料		千円/年					
		口座名		用途					用途地域等		建べい率		() %		容積率		() %	
		所在地		取得等時期		年度予定												
		取得等方法		金額		千円												
		種 目		数 量		m ²												
		相手方		備 考														
		都市計画に定められた地域区域		法定建べい率		%			法定容積率		%							
	法定容積率が制限されることとなる法令による規制等								建 物	構 造		規 模		建 延		m ² m ²		
	建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等									所有別及び所有者		借 受 料		千円/年				
	建 物	取得等方法		金額		千円		職 員 及 び 換 算 人 員	区 分		実人員		換算人員		そ の 他 特 記 事 項			
		構 造		規 模		建 延												
		相手方		用 途														
		建物の容積率		%		利用率			%									
		備 考																
	その他の土地利用計画																	
取得等の理由																		
コスト比較		保有コスト		賃借コスト		差額		備考										
		億円		億円		億円												
理財局審査結果																		
判定																		
判定理由																		

(注) 本調書には、位置図 (5,000分の1程度の市街図) 及び配置図 (土地の利用計画を明らかにしたもの) を添付する。

財務局等名
地方整備局等名

現 有 施 設						現 有 施 設					
所在地						所在地					
土 地	種 目	数 量	m	相続税評価額	千円	土 地	種 目	数 量	m	相続税評価額	千円
	所有別及び所有者	借受料		千円/年			所有別及び所有者	借受料		千円/年	
	用途地域等	建ぺい率	() %	容積率	() %		用途地域等	建ぺい率	() %	容積率	() %
	利用計画等						利用計画等				
建 物	構 造	規 模		建	m ²	建 物	構 造	規 模		建	m ²
		建築年次		延	m ²			建築年次		延	m ²
	所有別及び所有者	借 受 料		千円/年			所有別及び所有者	借 受 料		千円/年	
職 員 及 び 換 算 人 員	区 分	実人員	換算人員	そ の 他 特 記 事 項		職 員 及 び 換 算 人 員	区 分	実人員	換算人員	そ の 他 特 記 事 項	
	計						計				

(備考) 本調書には、位置図 (5,000分の1程度の市街図) 及び配置図 (土地の利用計画を明らかにしたもの) を添付する。

(別紙様式 1 : 庁舎等の取得等予定に関する調書)

作成要領

- 1 「整理番号」欄は、財務局等の別、各省各庁の部局別（内閣、内閣府の場合においては統括部局別。）、会計別に分類し一連番号を記載する。
- 2 「庁舎等の取得予定」欄のうち、「土地」欄については次により記載する。
 - (1) 「予算科目」欄は、当該要求に係る予算支出科目（会計名、所管、組織、項、目、目細分等）を記載する。

「実計対象経費」欄は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費の場合には、○を付す。
 - (2) 「口座名」欄は、取得等予定の土地が所属することとなる口座名を記載する。

ただし、取得等の方法が、普通財産又は他省庁若しくは他の部局の行政財産を使用（以下「使用承認」という。）し、あるいは、民公有地を借り受け使用（以下「民公有地借受」という。）するものにあつては、建物の口座名を記載する。
 - (3) 「用途」欄は、取得等予定の土地の具体的な用途を記載する。
 - (4) 「所在地」欄は、取得等予定の土地が現有施設の土地と同一のときは「現有土地に同じ」と記載する。
 - (5) 「取得等時期」欄は、土地の取得等が数年度にわたる予定のものについて、例えば、「15～17」と記載する。
 - (6) 「取得等方法」欄は、本文記の第 1 の 1 の (1) イの中から該当するものを記載する。

(注 1) 使用承認、民公有地借受、所管換及び所属替の場合は、有償又は無償の別を記載する。

(注 2) 使用承認又は民公有地借受を継続して建物等の新築等を行う場合は、(継続) と記載する。

(注 3) 相互に所管換及び所属替するものについては、例えば、「相互有償所管換」と記載する。

(注 4) 現有施設の土地において建替え等を実施する場合は「現在地使用」と記載する。
 - (7) 「金額」欄は、有償により取得しようとする場合は概算価額、無償により取得しようとする際及び現在地を使用する場合は相続税評価額、民公有地借受の際は借料年額を記載する。
 - (8) 「数量」欄は、取得等予定の面積を記載する。この場合、現在地を使用するときは、その所属口座のうち使用する部分の面積を（ ）書で記載する。

また、数年度にわたって取得等をするものについては、取得等を予定している全体面積を記載する。

なお、面積の算定に当たっては、「新営一般庁舎面積算定基準」によるものとし、これにより難しいものについては、その算定根拠を明示する。
 - (9) 「備考」欄は、予算措置を要しないものについて「☒不要」と記載する。
 - (10) 「都市計画に定められた地域区域」欄は、取得等予定の土地に関して、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき地方公共団体が定めた都市計画（以下「都市計画」という。）において定められた同法第 8 条第 1 項各号に規定する用途地域の種類等の地域地区の種類を記載する。
 - (11) 「法定建ぺい率」欄及び「法定容積率」欄は、取得等予定の土地について、都市計画で定められた建ぺい率及び容積率をそれぞれ記載する。
 - (12) 「法定容積率が制限されることとなる法令による規制等」欄は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 2 項に規定する前面道路の幅員による制限等の法定容積率が制限されることとなる法令による規制等の内容を記載する。また、できる限り、法定容積率にそれらの制限を加えた後の容積率についても記載する。
 - (13) 「建物の建設が不可能な部分の有無及び内容等」欄には、敷地のうち、崖地、傾斜地

等の土地の形状等を勘案した場合に建物の建設が不可能な部分等の有無及び有の場合におけるその内容を記載する。また、できる限りその面積についても記載する。

3 「庁舎等の取得予定」欄のうち、「建物」欄は、取得する予定の建物（土地の取得等に伴い、既存建物を使用することとなる場合は、当該建物を含む。）の概要について、次により記載する。

(1) 「取得等方法」欄は、本文記の第1の1の(1)口の中から該当するものを記載する。
(2) 「金額」欄は、有償による取得の際は取得のための概算額、無償による取得の際は、当該財産の台帳価格、民間施設の借受の際は、借料年額を記載する。

(3) 「構造」欄は、建物の種別、構造及び階数を次の例のように記載する。

- ・庁舎 鉄筋コンクリート造地上3階建 : 庁舎RC-3
- ・寮 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下2階建 : 寮SRC-8-2
- ・付属棟 鉄骨造地上3階地下1階建 : 付属棟S-3-1
- ・車庫 コンクリートブロック造平屋建 : 車庫CB-1

(4) 「規模」欄は、取得等予定の土地に取得する予定の建物の建築面積及び延べ面積のそれぞれの合計を記載する。

なお、現在地を使用する場合において、既存の建物等がある場合は、それらの建物等も含めた数量を()書で記載する。

また、面積の算定に当たっては、「新営一般庁舎面積算定基準」によるものとし、これにより難いものについては、その算定根拠を明示する。

(注) 当該年度に建築する予定の建築面積を「備考」欄に付記する。

(5) 「計画工期」欄は、建物の建築予定年度を、例えば、「15~17」と記載する。

(6) 「建物の容積率」欄は、当該建物の延床面積（現在地における建物の取得の場合で、既存の建物等がある場合については、それらの建物等も含む全体の延床面積。）の敷地面積に対する割合を記載する。

(7) 「利用率」欄は、「建物の容積率」を「法定容積率」で除して算出した率を記載する。

(8) 「備考」欄は、予算措置を要しないものについて「☒不要」、調査費のみを予算措置しようとするものについて「☑」と記載する。

4 「その他の土地利用計画」欄は、取得等に伴い使用することとなる既存建物がある場合は、当該建物の構造、規模を記入するほか、建物以外の土地利用計画がある場合、例えば、運動場、駐車場等の別とそれぞれの面積を記載する。

5 「取得等の理由」欄の上欄には、庁舎等の取得等を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合には、適宜の表現により記載する。

- (1) 建物老朽 (2) 建物狭あい (3) 位置・環境不適合
- (4) 公(私)法上の規制 (5) 借受解消 (6) 設備不備、建物・敷地の不適合
- (7) 機構新設 (8) 機構改編 (9) 敷地狭あい
- (10) 移転要請 (11) 集約立体化 (12) 移転再配置

また、下欄には、取得等を必要とする理由及び取得等の見通しをできるだけ具体的に記載する。

なお、交換、相互所管換及び相互所属替の場合には、交換等により渡す財産の口座名、区分、数量及び相手方の用途を付記する。

6 「コスト比較」欄は、次により記載する。

別に送付する資料に基づき、建替え等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合のコストを算出し、それぞれの現在価値に換算した総額及びその差額を記載する。なお、比較の対象となる民間施設が存しないなどの場合は、備考欄にその旨を記載する。

7 「現有施設」欄は、次により記載する。

なお、合同庁舎の場合には、「現有施設」欄を「入居予定官署」と読み替えて作成する。
また、合同庁舎及び総合庁舎（同一の省庁に属する2以上の官署を集約するもの）を取得しようとする場合は主たる官署の現有施設について記載し、他の官署の現有施設は別紙様式（その2）に記載する。

(1) 「所有別及び所有者」欄は、次により記載する。

イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは「国自」と記載する。

ロ 使用承認を受けているものは「国借」と記載し、相手方省庁名又は部局名及び所属会計名を（ ）書で記載する。

ハ 地方公共団体から借用しているものは「公借」と記載し、相手方公共団体名を（ ）書で記載する。

ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用するものは「民借」と記載し、相手方名を（ ）書で記載する。

(2) 「用途地域等」、「建ぺい率」及び「容積率」の各欄は、上記2の(9)及び(10)と同様に記載する。

なお、「建ぺい率」欄及び「容積率」欄については、現有の建物の全体面積に基づいて算出したものを（ ）内に記載する。

(3) 「利用計画等」欄は、土地の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について記載する。ただし、取得等方法が「現在地使用」のものは除く。

(4) 「構造」欄は、現有建物について、上記3の(3)と同様に記載する。

(5) 「規模」欄は、現有建物の建築面積及び延べ面積のそれぞれの合計を記載する。既存建物を使用することとなる場合は、当該建物面積等を（ ）書で併記する。

(6) 「建築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものにあつては、例えば、「15～17」と記載する。

(7) 「職員数及び換算人員」欄は、「新営一般庁舎面積算定基準」に基づき、調書作成年度の4月末定員について、「区分」欄に局長級、課長級、一般級等の区分を、「実人員」欄にそれぞれの区分に分類した職員数を、「換算人員」欄に区分毎の換算率を乗じて算出した数値を記載する。

(8) 過去の監査指摘において、建替時等に是正を図ることとされているものについては、「その他特記事項」欄にその旨を記載する。

8 「理財局審査結果」欄は、記載しない。

中期整備予定調書(年度予定分)

部局名 (会計名)	整備計画								現有施設						財務省 (財務局) 意見	
	所在地 (口座名)	市区町村コード	取得方法及び その見通し	土地		営繕計画			整備理由	所在地 (口座名)	市区町村コード	土地	建物			施設整備 後の処理 計画
				面積	用途地域 建ぺい率 容積率	構造 階数	建面積 延面積	工期				所有区分 面積	所有区分 構造 階数	建面積 延面積		

(備考) 本調書には、位置図・配置図(土地の利用計画を明らかにしたもの)など、整備概要が把握できる資料を添付する。

(別紙様式2：中期整備予定に関する調書)

作成要領

- 1 本表の作成に当たっては、表形式の変更は行ってはならない。
- 2 本表は取得等予定年度ごとに作成すること。
- 3 各項目は以下に留意して記載すること。
 - (1) 2以上の官署を集約し、新たに総合庁舎を建築しようとする場合は、整備対象となる官署の現有施設については「現有施設」欄の「所在地(口座名)」欄の1行に複数の施設を記載すること。
 - (2) 「部局名(会計名)」欄は、取得後の国有財産管理部局を記載し()書きで所属する会計名を記載する。
なお、全部借受の場合も同様の取扱いとする。
 - (3) 「整備計画」欄について
 - ① 「所在地(口座名)」欄は、整備予定地の所在地を住居表示で記載することとし、番地まで記載する。口座名は、国有財産台帳記録時の口座名を記載する。
なお、全部借受によるものは()書きで官署名を記載する。
 - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。
 - ③ 「取得方法及びその見通し」欄は、購入、新築、交換、所管換等の事由を記載(複数掲上することも可)し、取得の見通しについては、その見通しを簡記することとする。特に、所管の異動を伴うもの、敷地購入するもの等については、相手方との折衝状況等について簡記する。
 - (4) 「土地」欄
 - ① 「面積」欄は、取得等しようとする土地数量を記載する(小数点以下切捨て)。
 - ② 「用途地域、建ぺい率・容積率」欄のうち、用途地域については都市計画で定められている用途地域及び地区等の内容を記載し、建蔽率、容積率については()書きで建築基準法で定められている建蔽率及び容積率をそれぞれ記載する。
 - (5) 「営繕計画」欄
 - ① 「構造、階数」欄は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年5月法律第115号)」に基づき作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」に記載すべき構造を記載する。

・鉄筋コンクリート造：RC	・鉄骨及び鉄筋コンクリート造：SRC
・コンクリートブロック及びれん瓦造：CB	・木造及び木造モルタル造：W
・鉄骨造：S	

※例えば、木造2階建については「W2」のように略記する。
 - ② 「建面積・延面積」欄は、取得等予定の建物の建築面積及び延床面積を記載する。なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。
 - ③ 「工期」欄は、建物の建築工期予定年度を記載する。
 - (6) 「整備理由」欄は、土地の取得等及び建物営繕計画を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合は、適宜の表現により記載する。
 - 建物老朽 ○建物狭あい ○位置・環境不適 ○都市計画 ○借受解消
 - 設備不備・不適合 ○機構新設 ○機構改革 ○敷地狭あい ○移転要請
 - 集約立体化 ○移転再配置
 - (7) 「現有施設」欄は、次に留意して記載する。

なお、2以上の官署を集約し、新たに総合庁舎を建築しようとする場合は、整備対象となる官署の現有施設については「現有施設」欄の「所在地(口座名)」欄の1行に複数の施設を記載すること。

 - ① 「所在地(口座名)」欄は、都道府県、市区町村まで記載し、口座名は国有財産台帳に記録されている口座名を記載する。
なお、全部借受によるものは口座名欄に()書きでビル又はアパート名を記載する。
 - ② 「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を

記載する。

(8) 「土地」欄

① 「所有区分」欄は、次により記載する。

- イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは、「国自」と記載する。
- ロ 使用承認を受けているものは、「国借」と記載し、相手方省庁名（会計名）を（ ）書きで記載する。
- ハ 地方公共団体から借用しているものは、「公借」と記載し、相手方地方公共団体名を（ ）書きで記載する。
- ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用しているものは、「民借」と記載し、相手方名を（ ）書きで記載する（民間人の場合は個人と記載する。）。

② 「面積」欄は、現有施設の土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。

(9) 「建物」欄

① 「構造、階数」欄は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第115 号）」に基づき作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」に記載すべき構造を記載する。

- ・鉄筋コンクリート造：RC
- ・鉄骨及び鉄筋コンクリート造：SRC
- ・コンクリートブロック及びびれん瓦造：CB
- ・木造及び木造モルタル造：W
- ・鉄骨造：S

※例えば、木造2階建については「W2」のように略記する。

- ② 「建面積・延面積」欄は、現有建物の建築面積及び延床面積を記載する。なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。
- ③ 「築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものについては、例えば「S40～45」と記載する。

(10) 「施設整備後の処理計画」欄は、新たな施設の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について簡記する。

なお、現有施設の土地を使用しての新たな庁舎等の取得等については、（現在地使用）と記載する。

（例）「売払（○年度）」

(11) 「財務省（財務局）意見」欄は、記載しない。